

外部に意見を公表する場合の取扱

(制 定 昭和50年11月15日)

最終変更 平成26年 1月23日

日本公認会計士協会近畿会の職制上における役職名、各部・委員会及び地区会の名称を附して、会員外の刊行物等に意見及び見解を公表する場合は文書管理細則第5条を準用する。

附 則

本取扱いは、昭和50年11月15日から実施する。

第1次 改正附則

この改正は、平成26年1月23日から施行する